

## 12 2021 December

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土
2021 1 日 2 9 16 23 30 3 10 17 24 31 4 11 18 25 5 12 19 26 6 13 20 27 7 14 21 28 8 15 22 29 9 16 23 30 10 17 24 31 11 18 25 12 19 26 27 28 29 30 31			1 赤口	2 先勝	3 友引	4 大安
5 赤口	6 先勝	7 友引	8 先負	9 仏滅	10 大安 <small>11月分の源泉所得税等の納付 特別徴収住民税の納期の特例分 の納付 雇用保険被保険者資格取得届の 提出 (11月雇入分)</small>	11 赤口
12 先勝	13 友引	14 先負	15 仏滅	16 大安	17 赤口	18 先勝
19 友引	20 先負 <small>健康保険被扶養者状況リスト、 被扶養者調書兼異動届の提出</small>	21 仏滅	22 大安	23 赤口	24 先勝	25 友引
26 先負	27 仏滅	28 大安	29 赤口	30 先勝	31 友引	

## 12月の総務・経理のお仕事カレンダー 12月の税務と労務



### 税務

- 11月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付  
→12月10日(金)まで
- 当年6月～11月分の特別徴収住民税の納期の特例分の納付 **Check!**  
★10人未満の事業所は届出により前6か月分を6月10日と12月10日までに納付することができます。  
→12月10日(金)まで
- 令和3年10月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)  
★届出により申告期限の延長と見込納付制度あり(消費税は法人税の延長とセットで)。  
→決算当日(月末決算では1月4日(火))まで
- 令和4年4月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)  
→決算当日(月末決算では1月4日(火))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち1月・4月・7月決算法人の中間申告と納付  
→決算当日(月末決算では1月4日(火))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)の年税額が4,800万円超の法人)のうち9月・10月決算法人(申告期限延長の場合は8月・9月・10月決算法人)を除く法人の中間申告と納付  
→決算当日(月末決算では1月4日(火))まで
- 固定資産税・都市計画税(第3期分)の納付 →市町村条例指定日まで
- 給与所得者の年末調整 →本年最後の給与支払日まで
- 「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」・「給与所得者の保険料控除申告書」・「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」の受理 **Check!**  
→本年最後の給与の支払を受ける日の前日まで

### 労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(11月雇入分)  
→12月10日(金)まで

- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の11月雇入・離職分) →1月4日(火)まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(11月分) →1月4日(火)まで
- 健康保険の被扶養者状況リスト、被扶養者調書兼異動届の提出 **Check!**  
★協会けんぽでは毎年、被扶養者資格の再確認を実施。  
→12月20日(月)まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が納付期限等の日となります。

### Column

#### 令和3年分の年末調整

12月は年末調整の時期です。令和3年分の年末調整は、令和2年分ほど大きな変更はありませんが、注意点はゼロではありません。

#### 【税務上の注意点】

令和3年度税制改正において、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類を除き、税務関係書類は押印不要となりました。したがって、年末調整関係書類も押印不要となっています。また、年末調整電子化の際に「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を税務署に提出する必要がなくなりました。

#### 【労務上の注意点】

配偶者控除・扶養控除等を受けるためには、被扶養者の所得要件をクリアする必要があります。新型コロナ関連給付金等のうち、「持続化給付金」のように課税対象になるもの(所得に含まれるもの)もあれば、「新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金」のように非課税対象になるもの(所得に含まれないもの)もありますので、給付金等受給者は国税庁・厚生労働省のホームページ等を確認しておきましょう。



令和5年10月  
から始まる!

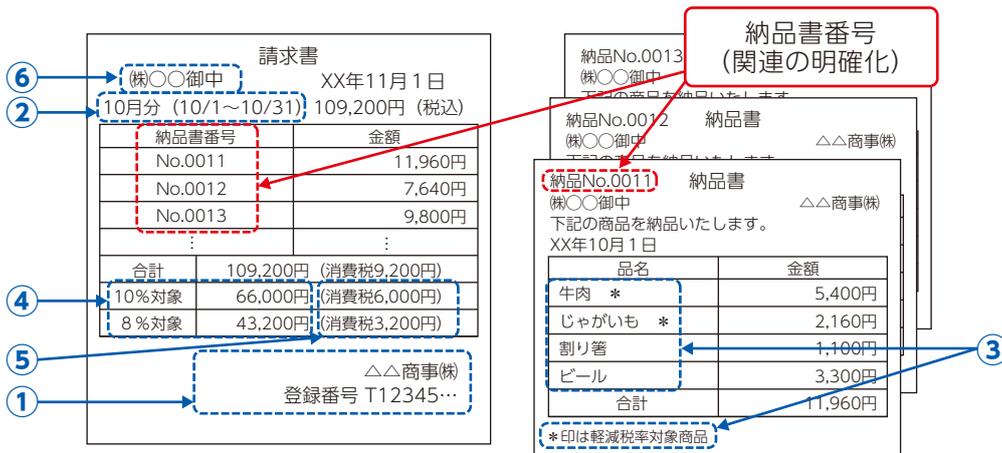
# インボイス制度のポイント

税理士 金井恵美子

## 納品書と請求書を組み合わせたインボイス

### 1 納品書と請求書の組み合わせ

インボイスの記載事項は、一枚の書類にその全てが記載されていなくてもかまいません。例えば、納品書と月まとめの請求書を交付する場合において、請求書に納品書番号を記載するなど、交付された書類相互の関連が明確であり、買手がインボイスの記載事項を正確に認識できるときは、その納品書と請求書の交付によって、インボイスの交付義務を果たすことができます。



(出典：国税庁「適格請求書等保存方式の概要ーインボイス制度の理解のためにー」)

#### 記載事項

- ① 登録事業者（売手）の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容（軽減税率の対象にはその旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜価額又は税込価額）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとの消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者（買手）の氏名又は名称

### 2 納品書における端数処理

上図では、納品書に「税率ごとの消費税額等」を記載していないので、消費税額等の端数処理は、「税率ごとの消費税額等」を記載する請求書ごとに行うことになります。

右図のように、納品書に「税率ごとの消費税額等」を記載するときは、納品書につき税率ごとに1回の端数処理を行うこととなります。



(参考)

この場合、請求書に「税率ごとの消費税額等」の記載は不要ですが、納品書に記載した消費税額等の合計額を記載しても差し支えありません。  
例) 合計 109,200円 (消費税8% : 3,200円 / 10% : 6,000円)  
合計 109,200円 (消費税9,200円) 等

「税率ごとに区分した消費税額等」  
※ 端数処理は納品書につき税率ごとに1回

(出典：国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」)

ただし、このように複数の書類によってインボイスの記載事項を満たす場合は、業務の混乱を避けるために、取引先に丁寧な説明を行う必要があります。